

令和7年3月27日

【照会先】

北海道労働局 職業安定部職業対策課

課長 渡部 繁明

地方障害者雇用担当官 鈴木 浩幸

代表電話 011-709-2311 (内線 3684)

直通電話 011-738-1053

令和6年度障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

市町村等の機関については、障害者の雇用の促進等に関する法律において、雇用状況に改善が見られない場合（※）、障害者採用計画の適正実施を勧告できるようになっており、令和6年度においては、28機関に対して適正実施を勧告しました。

（令和5年度における適正実施勧告数は37機関）

（※）以下のいずれかの基準に該当する場合

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、国及び地方公共団体に、法定雇用率（※1）以上の対象障害者の雇用に義務付けており、法定雇用率を達成していない場合は、障害者採用計画（※2）を作成しなければなりません。

※1 2.8%。ただし、市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等教育学校に置かれる教諭等の任命権者であるものについては、2.7%。

※2 1年間。ただし、法定雇用率2.7%が適用される市町村教育委員会は2年間。

（1）市町村等の機関（（2）を除く）

令和5年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和6年1月1日を始期とし令和6年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した57機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、28機関において一定の改善がみられなかったため、適正実施勧告を行いました。

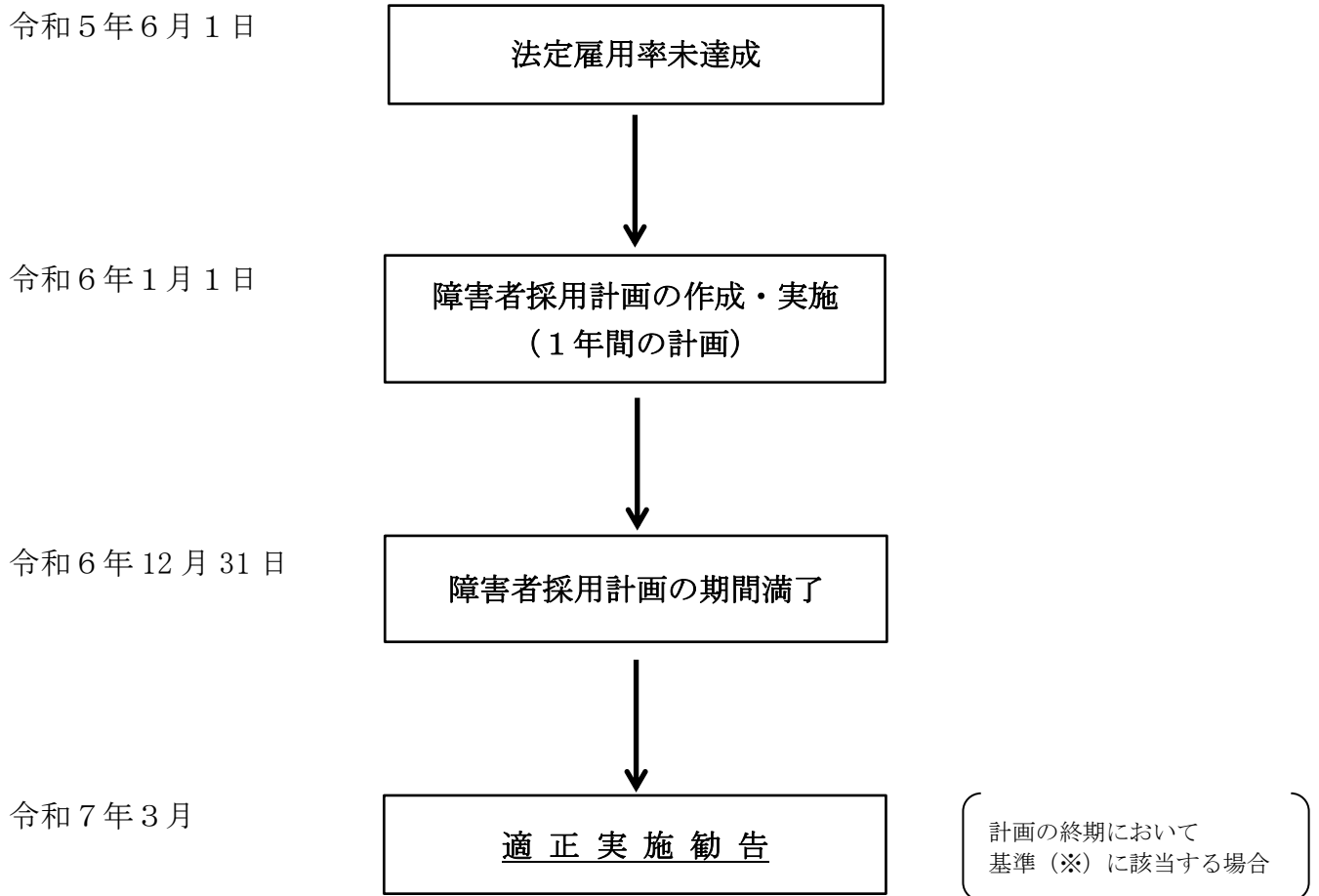
適正実施勧告の対象となった市町村等の機関

上川町、比布町、東川町、愛別町、中札内村、美幌町、紋別市、興部町、広域紋別病院企業団、小樽市立病院、北竜町、秩父別町、厚岸町、洞爺湖町、市立室蘭総合病院、室蘭市教育委員会、遠別町、市立稚内病院、共和町、京極町、ニセコ町、初山別村、名寄市立総合病院、士別市、中川町、枝幸町、小清水町、白老町

(2) 法定雇用率 2.7%が適用される市町村教育委員会

令和4年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和5年1月1日を始期とし令和6年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した4機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、計画の終期にあたる令和6年12月31日現在、いずれも法定雇用率を達成する、障害者採用計画の実施率が50%以上となるなど、一定の改善が見られ、適正実施勧告を行った機関はありませんでした。

市町村等の機関に対する雇用率達成指導の流れ図

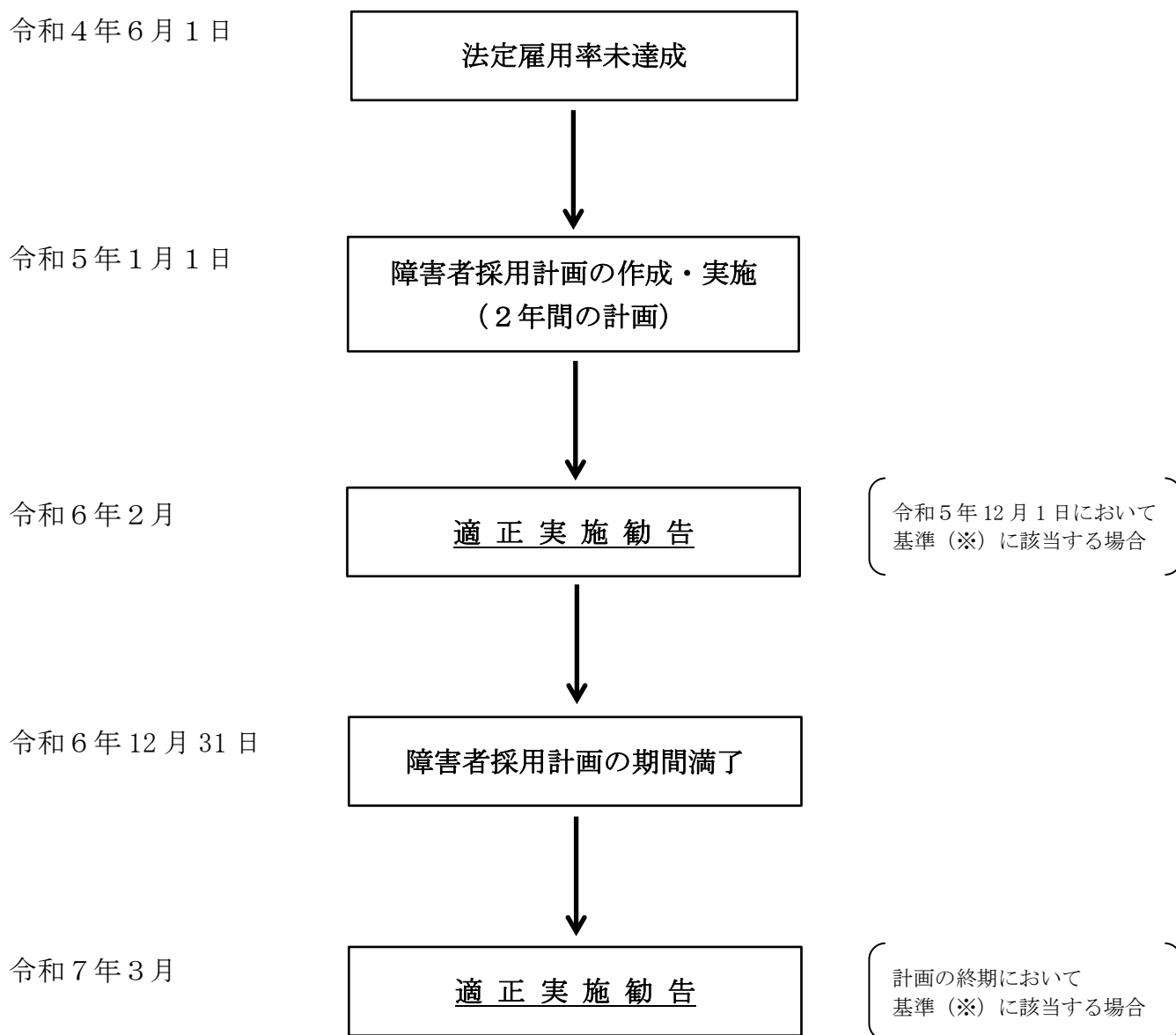


(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

法定雇用率 2.7%が適用される市町村教育委員会に対する
雇用率達成指導の流れ図



(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間の始期の年の12月1日または計画終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

と。

(参考)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。第七十九条第一項及び第八十一条第二項を除き、以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の三とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・九とする。

附 則 （令和五年三月一日政令第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～二 （略）

（経過措置）

第 2 条 （略）

第 3 条 第一条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下この条において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、令和八年六月三十日までの間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、同条ただし書中「百分の二・九」とあるのは「百分の二・七」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の三」とあるのは「百分の二・八」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・七」とあるのは「百分の二・五」とする。